

寺院の適切な管理運営について

▷ 活動拠点設置届

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（平成30年4月号）より、寺院の運営に直接関わる「願記等」の取り扱いについて掲載しております。

今号は、寺院が主たる事務所以外に「活動拠点」を設置する場合に必要な手続きについて掲載いたします。

「活動拠点」とは、寺院が主たる事務所以外に設置する従たる事務所、支坊、支院、布教所、出張所等のことをいいます。

従たる事務所を設置する場合、寺院の法人規則である寺則第3条「事務所の所在地」を変更することとなり、『宗報』（平成30年8月号）に掲載した寺則変更承認申請及び所轄庁への規則変更認証申請が必要となります。このうち、他の教区・組に従たる事務所を設置するとき、『寺院規程』第41条第2項に基づき、その事務所を設置しようとする地域の組長及び教務所長の承認を経なければなりません。

なお、文化庁は従たる事務所の条件と

して、「宗教法人の主たる目的である宗教活動上必要であつて、主たる事務所に準ずる事務体制が必要であり、実際に整備されていること」、「常駐の責任者が置かれ、従たる事務所における事務の決定・執行について、その責任者に一定の権限が与えられ、その範囲内で、事務の決定・執行が行われていること」を挙げています。（文化庁ホームページ参照）

従たる事務所以外の活動拠点を設置する場合、寺則変更の必要はありませんが、宗派として寺院活動の実態を把握するため、寺院が所属する組及び教区の組長及び教務所長並びに活動拠点を設置した教区の教務所長を経由して、総局への届出が義務付けられています。この宗派

への届出が「活動拠点設置届」です。

教務所長は、この届出があったときには、総局へ進達するために必要な調査を行うこととなっており、調査結果に関して必要があると認めたときは、副申書その他関係書類を添えて進達します。

また、総局は、活動拠点が設置されたことを関係教区や組に周知するとともに、関係の宗務機関をして、必要な対応措置を講じることとしています。

「活動拠点設置届」提出にあたっては、以下のように「願記等」を作成します。

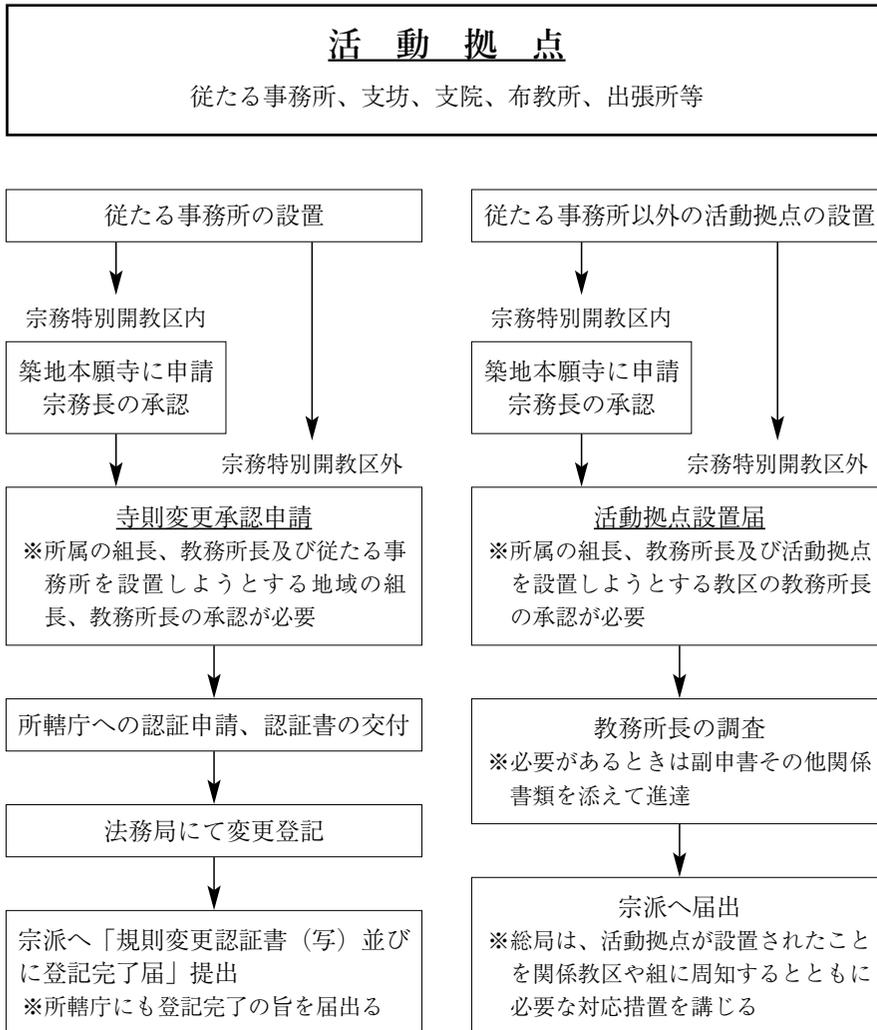
1. 届出者

当該寺院の住職又は住職代務。

2. 記載事項

- (1) 名称
- (2) 設置目的
- (3) 代表者名
- (4) 設置年月日
- (5) 活動拠点所在地（電話・FAX番号含む）

なお、宗務特別開教区（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）内に活動拠点を



設置する場合は、あらかじめ宗務特別開教区の都市開教を推進する直轄寺院（築地本願寺）に申請し、適正配置基準に基づき手続きを経、宗務長の承認が必要と

なります。詳しくは築地本願寺にお問い合わせください。以上をまとめると、左図のようになります。